

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和8年2月12日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒 060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市建設局総務部自転車対策担当課駐輪対策係
TEL (011) 211-2456 FAX (011) 218-5134

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称
令和8年度自転車等駐車場清掃業務
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和8年4月1日～令和8年11月30日
- (4) 履行場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「建物清掃業（B又はC等級）」に登録されており、かつ、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。
- (3) 上記分類にかかる令和8年～11年度の定時登録申請を行い、その結果として「競争入札参加資格認定通知書」を受領している者であること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が単独での入札参加を、また、事業協同組合等の構成員が単独でこの入札に参加する場合は、当該組合等が入札参加を、それぞれ同時に希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記1に同じ。

入札説明書を交付する期間は、この告示の日から入札日の前日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の毎日、午前8時45分から午後5時15分までとする。

また、下記URLの札幌市建設局ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

URL :

<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/jitensha/nyusatsu/kokuji.html>

- (2) 入札書の受領期限

令和8年3月4日(水) 午後5時00分（送付による場合は必着）

- (3) 開札の日時及び場所

令和8年3月5日(木) 午後2時00分

札幌市役所本庁舎 6階南東側 建設局会議室

- (4) 入札書の提出方法

別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 詳細は入札説明書による。